

亀山版/臨時特別定額給付金『はぐくみ』



Kameyama City

国の特別定額給付金の対象とならない、
令和2年4月28日～令和3年3月31日に
生まれた子どものいる子育て世帯に、

出生児**1人**につき**10万円**を支給します。

給付対象者及び受給者

●給付対象者

令和2年4月28日～令和3年3月31日までの間に生まれた子ども(出生後最初に記録された住民票が亀山市に限る)

●受給者

令和2年4月27日から申請日まで、引き続き亀山市に住民票がある人で、給付対象者と同居し、これを監護し、生計を同じくする父または母

※令和2年4月27日時点で亀山市に住民票を移していない人のうち、配偶者等からの暴力を理由に避難し、4月27日から申請日まで、引き続き亀山市に居住していると市長が認めた場合も、受給者となります。

詳細は、市ホームページでご確認ください。

給付申請方法

市から受給者宛てに郵送する申請書に必要な事項を記入し、添付書類を貼り付けた上で、同封の返信用封筒で返送してください。

【返送書類】

1. 必要事項を記入した臨時特別定額給付金申請書兼請求書
2. 振込先口座の書類(写し)
通帳(見開き1ページ目)など
3. 本人確認書類(写し)
[顔写真付き書類の主なもの]
運転免許証、マイナンバーカードなど
[これらの書類をお持ちでない場合]
健康保険証、国民健康保険証など

※申請書の送付先は、市民課となります。

※新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、郵送による申請を基本とします。

お問い合わせ先

地域福祉課 福祉総務◎
(TEL84-3336)



申請方法や申請期限など詳しくは、
市ホームページ
をご覧ください。



Q. 誰が受給者になりますか？

A. 令和2年4月28日から令和3年3月31日までの間に生まれた子どもがいる人で、令和2年4月27日から申請日まで引き続き住民票がある父または母が基本的な受給者になります。

Q. 転入した場合、対象になりますか？

A. 令和2年4月28日以降に亀山市に転入された人は、対象外となります。

Q. 申請したらいつ振り込まれますか？

A. 申請した日から、およそ2週間を目処に申請者本人名義の銀行口座に振り込みます(記載内容や添付書類に不備があると、修正等が必要となり、振込が遅れる場合があります)。

臨時特別定額給付金『はぐくみ』の

振り込め詐欺や、個人情報の搾取にご注意ください！



市の職員が、臨時特別定額給付金『はぐくみ』の給付のために、現金自動預払機(ATM)の操作や手数料の振り込みなどを求めることは、絶対にありません。

自宅や職場などに市の職員をかたった電話がかかってきたり、メールが届いたら、最寄りの警察か次の窓口にご連絡ください。

消費者ホットライン ☎188
警察相談専用電話 #9110



申請方法や申請期限など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

